

助成の対象となるリフォーム工事の一例

住宅部分のみが対象。

外構工事や別棟の車庫や倉庫、併用住宅の店舗等部分は対象外です。

部分的な補修工事や、家電の購入及びそれに付随する工事は対象外となります。

	No.	リフォームの内容	摘要
対 象	1	既存住宅の増築、改築、減築工事	建築確認申請の写し及び添付図面が必要
	2	浴室、キッチン、洗面所、トイレのリフォーム	ウォシュレット等温水洗浄便座のみの設置は対象外
	3	機械設備工事 (給排水衛生・給湯・換気・ガス設備)	リフォーム対象工事による撤去・移設・取換・新設に関するもの
	4	電気設備工事	
	5	オール電化住宅工事	
	6	屋根の履き替え、塗装、防水工事	
	7	外壁の張替えや塗装工事	軒天井、破風板及び鼻隠しも対象
	8	部屋の間仕切りの変更工事	
	9	床材、内壁材及び天井材の張替や塗装等の内装工事	床はフローリング、カーペット等 床暖房(ガスや電気式)工事や内装工事と合わせて行う 室内カーテン・ブラインドの設置は対象
	10	断熱改修工事 (床・壁・窓・天井・屋根)	
	11	ふすま紙、障子紙の張替や畳の取替 (表替え含む)	
	12	雨どいなどの取替や修理	
	13	建具・開口部の取替や新設工事	手動及び電動シャッターも対象 窓ガラス、網戸、防犯フィルムの取替等、単独は対象外
	14	作り付け収納家具工事 (造作大工工事の伴うもの)	
	15	証明設置場所の内壁の張替工事などに伴う LED証明に関する節電工事	
一 部 対 象	16	バリアフリー改修工事 (手すりの設置、壁補強、段差解消等)	市で行っている他の助成制度を利用していない部分 が対象
	17	耐震改修工事 (屋根の軽量化、壁補強、基礎補強等)	木造住宅耐震改修工事費の助成制度を利用してい ない部分が対象
	18	防音工事 (天井・壁・サッシの改修等)	国の住宅防音工事の助成制度を利用していない 部分が対象
	19	住宅の解体工事	リフォーム対象工事に関わる解体工事が対象

